

# 飯田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 概要について

高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり  
～「生涯現役」「生涯安心」をめざして～

## 第6期計画期間の取組の概要と第7期計画期間の取組の方向

- 第6期介護保険事業計画においては、地域包括ケアシステム（高齢者が、介護等が必要となっても、住み慣れた地域でその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活ができるようにするために「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」及び「自立した日常生活の支援」が包括的に確保される仕組み）の構築を目指した。
- 平成28年（2016年）4月からは介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、新たなNPO・民間企業等の参入があり、介護予防の積極的な取組を行った。
- 認知症施策では認知症初期集中支援チームによる支援、在宅医療と介護の連携の推進では、介護職へのism-Linkの利用を広げる取組等を実施した。
- 第7期介護保険事業計画においても、これらの取組を更に推進し、高齢者が健やかに安心して暮らすことができる地域社会の構築に向け、地域包括ケアシステムの深化を進めるとともに、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止に資する効果的な取組を進めるために、これらに係る地域の課題を分析し、課題に対する方針を定める。
- また、2025年度の介護サービスの需要量推計、認知症の人とその家族を支援する連携機能の充実も計画に反映し、2025年度までを見据えた計画として位置付ける。

## 第6期計画期間（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））の主な取組

### ○介護予防の推進

- 平成28年4月から要支援者の訪問サービス・通所サービスと従来の介護予防事業、生活支援サービスを再編し、新たなサービスも加えて、新しい総合事業を開始。介護事業者の他、NPO、民間企業等の参入があり、また、住民主体の介護予防教室も増え、事業は拡大している。事業対象者数も増加し、健康づくりや介護予防の自主グループも立ち上がってきている。

### ○認知症ケアの充実

- 国のオレンジプランで示された、認知症カフェ、認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム等計画に沿って全て開始することができた。

### ○地域で安心して暮らす支援体制

- 介護予防等に対応するために地域包括支援センターの職員を増員。地域包括支援センターでの相談対応件数も増加

### ○在宅医療・介護連携推進

- 平成28年4月に「南信州在宅医療・介護連携推進協議会」が発足。協議会での協議により、南信州版の退院調整ルールづくりが進められ、平成29年度から試行を実施。ism-Link（飯田下伊那診療情報連携システム）の利用を介護職（ケアマネジャー）へ広げる取組も進められている。

### ○施設整備

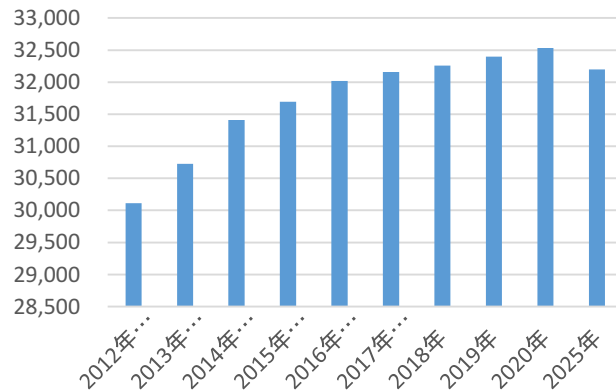
施設種別	計划定員数	整備実績	進捗状況
特別養護老人ホーム	53床	53床	地域密着型小規模特養1施設(29床)、広域型特養1施設(50床)が開設。既存特養増床4床。飯田荘は30年10月竣工予定
認知症対応型共同生活介護	21床	21床	既存施設増床1施設3床、新規施設開設2施設18床(うち1施設は、29年度中に開設予定)
認知症対応型通所介護	24名	3名	1施設定員3人開設。残りの定員について開設事業者の募集を行ったが、応募がなかった。
小規模多機能型居宅介護	50名	0名	開設事業者の募集を行ったが、応募がなかった。

# 第1号被保険者人口、高齢者人口、認定者数の推移

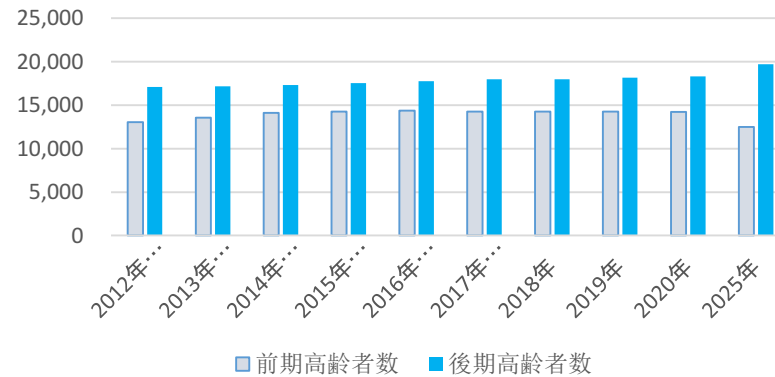
計画期間	第5期			第6期			第7期			第9期 2年目
	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年	2018年	2019年	2020年	2025年
総人口(人)	106,455	105,611	104,950	104,246	103,624	102,744	101,967	101,207	100,447	96,327
第1号被保険者数 推計(人)	30,114	30,728	31,411	31,692	32,019	32,156	32,259	32,396	32,534	32,199
前期高齢者数	13,029	13,553	14,110	14,253	14,359	14,241	14,276	14,244	14,212	12,508
前期高齢者の割合	43.3%	44.1%	44.9%	45.0%	44.8%	44.3%	44.3%	44.0%	43.7%	38.8%
後期高齢者数	17,085	17,175	17,301	17,528	17,737	17,977	17,983	18,152	18,322	19,691
後期高齢者の割合	56.7%	55.9%	55.1%	55.3%	55.4%	55.9%	55.7%	56.0%	56.3%	61.2%
認定者数(人)	5,885	5,930	6,101	6,128	6,202	6,346	6,417	6,548	6,690	7,175
内、要支援	1,307	1,321	1,373	1,297	1,304	1,358	1,395	1,440	1,476	1,640
内、要介護	4,578	4,609	4,728	4,831	4,898	4,988	5,022	5,108	5,214	5,535
再掲、第2号被保険者※	105	95	97	104	105	102	101	102	108	108
出現率(%)	19.1%	18.9%	19.1%	19.0%	19.0%	19.4%	19.5%	19.8%	20.2%	21.9%

要支援・要介護認定者のうち9割以上が後期高齢者で、年齢階層別では75～79歳(1割)、80～84歳(2割)、85～89歳(3割)、90歳以上(3割)

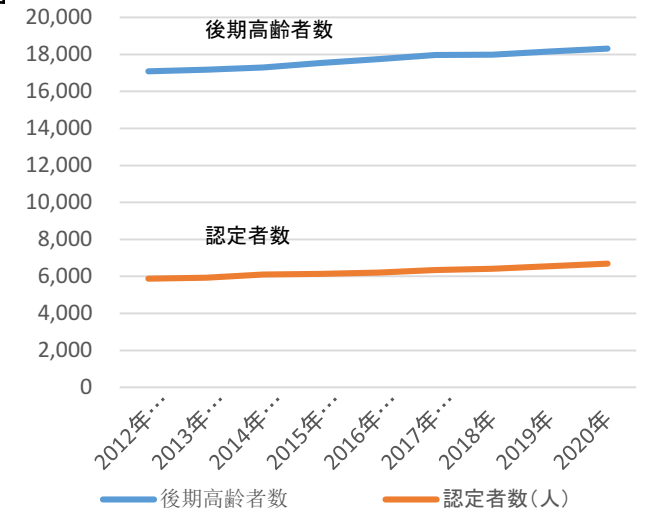
第1号被保険者数の推移



前期高齢者数と後期高齢者数の推移



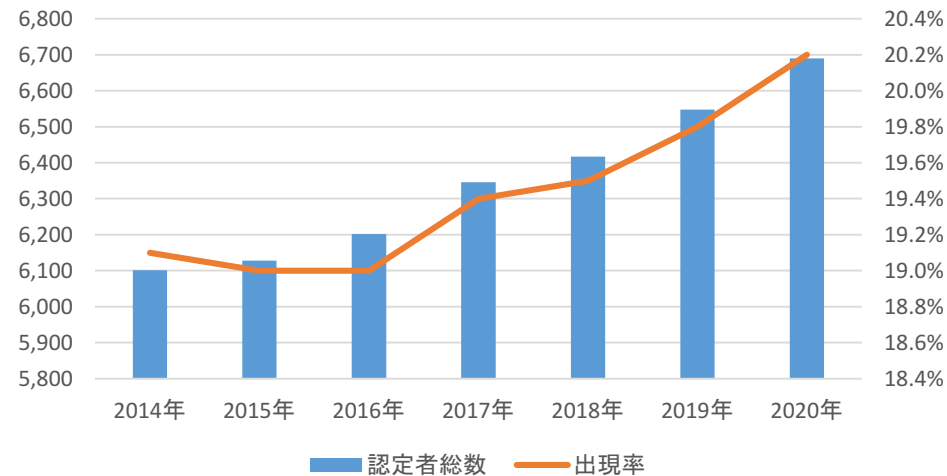
後期高齢者数と認定者数の推移の傾向



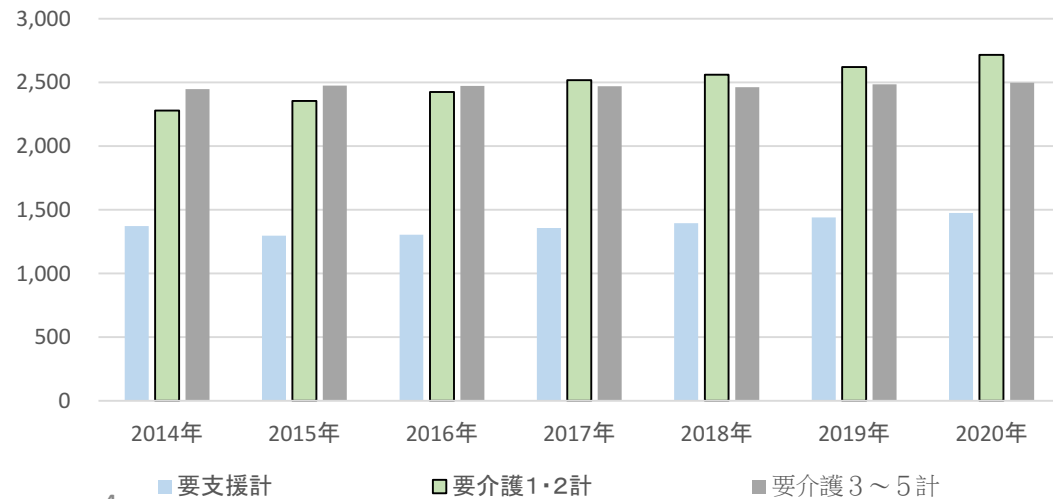
# 要介護認定者数の推移

年度別の要支援・要介護認定者数及び出現率(2018年以降は推計) 単位:人									
年度	第5期	第6期			第7期			第6期末との比較	2025年
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		
認定者総数	6,101	6,128	6,202	6,346	6,417	6,548	6,690	344	7,175
要支援1	628	566	590	597	600	607	618	21	654
要支援2	745	731	714	761	795	833	858	97	986
要支援計	1,373	1,297	1,304	1,358	1,395	1,440	1,476	118	1,640
要介護1	1,235	1,291	1,344	1,400	1,429	1,463	1,523	123	1,614
要介護2	1,045	1,064	1,082	1,117	1,131	1,159	1,194	77	1,273
要介護1・2計	2,280	2,355	2,426	2,517	2,560	2,622	2,717	200	2,887
要介護3	795	856	859	820	808	812	809	-11	836
要介護4	847	835	859	880	882	887	891	11	965
要介護5	806	785	754	771	772	787	797	26	847
要介護3～5計	2,448	2,476	2,472	2,471	2,462	2,486	2,497	26	2,648
出現率	19.1%	19.0%	19.0%	19.4%	19.5%	19.8%	20.2%	—	21.9%

要介護認定者総数、出現率の推移(予想)



要支援、中度要介護者、重度要介護者数の推移(予想)



# 日常生活圏域の現状

- 高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるように圏域ごとに必要とされる介護サービス量を見込む単位として、中学校区を基礎単位に、暮らしの動線、介護保険施設等の設置状況、地域の広さや特性・65歳以上人口の状況等を勘案し7圏域の日常生活圏域を設定

圏域別の人口等 単位：人		(A)	(B)	(B/A)		(C)	(C/B)
圏域	地区名	総人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数	独居高齢者数	独居高齢者割合
A	橋北・橋南・羽場 丸山・東野	17,289	5,957	34.5%	1,248	1,053	17.7%
B	鼎	13,289	3,915	29.5%	711	482	12.3%
C	山本・伊賀良	19,359	5,543	28.6%	969	494	8.9%
D	松尾・下久堅 上久堅	17,361	4,944	28.5%	975	492	10.0%
E	千代・龍江・竜丘 川路・三穂	14,942	5,018	33.6%	935	481	9.6%
F	座光寺・上郷	18,647	5,603	30.0%	974	683	12.2%
G	上村・南信濃	1,857	1,071	57.7%	272	195	18.2%
計		102,744	32,051	31.2%	6,084	3,880	12.1%

\*総人口及び高齢者人口は平成29年10月1日現在の住民基本台帳登録者（外国人含む）\*特別養護老人ホーム等施設入所者は設置地区に算入

\*認定者数は平成29年10月1日現在（住所地特例者257人を除く）\*独居高齢者数は平成29年4月1日現在

- 圏域別の人口等では、G圏域の人口減少と高齢化率の上昇は、顕著であり、高齢化率は、6割に迫っている。A・E・F圏域の高齢化率が3割以上で、他の圏域も3割に迫っている。また、A圏域の独居高齢者数、G圏域の独居高齢者割合は他の圏域を大きく上回っている。

## 第7期介護保険事業計画の基本施策目標

基本施策目標	重要施策
<p>目標1 一 生きがいづくりと社会参加の促進一 高齢者が、いきいきと活動する活力ある高齢社会をつくります。</p>	<p>① 高齢者の就労支援 ② 高齢者の生きがいづくり</p>
<p>目指す姿 高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくり 「生涯現役」 「生涯安心」 をめざして</p>	
<p>目標2 一 自立支援、介護予防、重変化防止の推進一 高齢者の健康づくりと自立支援、介護予防を支援し、重変化防止と健康長寿の社会を目指します。</p>	<p>① 高齢者の健康づくりの推進 ② 介護予防と日常生活支援の推進 ③ 重変化防止の推進</p>
<p>目標3 一 認知症高齢者ケアの充実一 認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるやさしい社会をつくります。 認知症への理解と介護者の支援に努めます。</p>	<p>① 認知症の方や介護者の在宅支援と相談ケア体制の充実 ② 認知症に対する地域の理解の推進</p>
<p>目標4 一 高齢者の住まいの安定一 住み慣れた地域でそれぞれの能力に押し自立した日常生活を送られるよう、住まいが適切に選択できる相談・情報提供体制の充実を図ります。</p>	<p>① 高齢者の住環境の整備 ② 高齢者の住まい</p>
<p>目標5 一 地域で安心して暮らせる支援体制一 地域包括支援センターを充実させ、「地域まち包括ぐるみでケアシステム(支え合う体制)」の構築を図ります。</p>	<p>① 多様な主体による支え合い体制の取組 ② 地域包括支援センターの充実と地域ケア会議 ③ 安全・安心に暮らすための環境整備 ④ 財産を守る権利擁護・成年後見制度のための支援 ⑤ 人権を守る高齢者虐待防止のための支援 ⑥ 在宅医療・介護連携の推進</p>
<p>目標6 一 介護サービスの充実と質の確保一 介護や支援が必要になっても安心して暮らせる社会をつくります。</p>	<p>① 市民ニーズに対応できる多様な施設整備 ② 介護サービス需要の把握と適正なサービスの提供 ③ 介護職場の人材確保と介護サービスの質の向上 ④ 安定した介護保険制度の推進</p>

# 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

## 1 高齢者の就労支援

- 高齢者が、就業や起業、ボランティア活動等様々な社会活動に参加して、多様な経験を活かしながら元気で生きいき暮らすことができる社会を構築
- 知識や技術を持った高齢者の社会参加や就労につながる取組、シルバー人材センターの活動を支援

## 2 高齢者の生きがい活動の支援

- 高齢者クラブの活動の充実、会員の確保について、高齢者クラブを支援
- 地域のボランティア活動やNPO等の地域活動情報の提供を行う。
- 高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを行う自主グループの立ち上げを支援
- 高齢者に適したスポーツ活動の普及振興を図る。



# 高齢者の健康づくりの推進

- 「健康いいだ21」、「地域健康ケア計画」を推進
- 生活習慣病の発症及び重症化の予防に取り組む。
- 健康診査、がん検診の受診勧奨を行う。
- ロコモティブシンドロームの予防を目的として「プラステン（+10分）」を啓発
- 「食」を通じた交流の場を持つことの大切さを啓発する。
- 歯及び口腔、嚥下機能等について歯科衛生士による指導を実施。必要に応じて歯科医師、言語聴覚士との連携を図る。

# 介護予防と日常生活支援の推進、重度化防止の推進

- NPO、自治組織、任意団体など地域の多様な主体の参入を促進し、地域ぐるみで介護予防・健康づくりを行うまちづくりを推進する。また、地域のリハビリ専門職の介護予防事業等への参画を進める。
- 身近な場所での継続的な介護予防活動の場の整備を支援するとともに、住民主体の通所型サービスBは、実施地区を拡大し、介護予防サポーターの増員を図る。また、介護予防・交流活動の立上げのきっかけづくりや、高齢者の自主グループの育成支援を図る。
- 介護予防の取組をさらに効果的に行うために、介護予防事業の評価を行うとともに、高齢者の生活の状況を含めた各地区の課題を把握し、今後の介護予防の立案に活かすための調査を行う。
- 要介護度が上がらないための取組を介護保険事業者、リハビリ専門職等の協力を得て市全体で展開

# 認知症高齢者のケアの充実

地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等関係機関と連携し、国の新オレンジプランに沿った施策を推進

## 1 認知症の人や介護者の在宅支援と相談ケア体制の充実

- 認知症地域支援推進員の設置
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症ケアパスの作成
- 認知症カフェ事業
- 若年性認知症支援事業

## 2 認知症に対する地域の理解の推進

認知症に対する正しい知識と理解を広げ、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり、徘徊高齢者の見守りや行方不明高齢者の早期発見ができる支援を進める。

- 認知症学習会、認知症キャラバンメイトの活動支援
- 地域における見守り活動の連携促進

## 地域包括支援センターの充実と地域ケア会議

- 2025年度までに地域包括支援センターを日常生活圏域に1か所ずつ配置することを目標として、第7期計画期間中に1か所の増設を目指す。
- 高齢者総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知を図る。
- 地域ケア会議を地域包括支援センターと市が協力して開催。日常生活圏域を単位として開催する地域ケアネットワーク会議では、地域課題についてPDCAサイクルを繰り返し、解決の方策を検討。全市的な課題は、地域ケアネットワーク代表者会議で協議し、市政に反映させる。

## 財産を守る権利擁護・成年後見制度の利用支援

- 高齢者の権利擁護に関する相談や支援に、いいだ成年後見支援センター、地域包括支援センター、市、関係機関が連携して対応
- 飯田市消費生活センターと連携して特殊詐欺被害等防止のための啓発活動、情報提供を実施
- いいだ成年後見支援センターを中核機関と位置付け、南信州圏域の町村、専門職及び関係する団体・機関などの参画を得て、地域連携ネットワークの構築を段階的に進める。

# 在宅医療・介護連携の推進

- 「南信州在宅医療・介護連携推進協議会」の取組に積極的に参画
- 介護支援専門員が抱える課題の把握に努め、対応策の検討、医療と介護の関係者の顔の見える関係作りを進める。
- 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護サービスの相談を受け、必要に応じて地域の医療機関、介護事業者等の紹介等を行う。

## 第7期計画期間中の施設整備の方針

- 特養については、飯伊圏域は、待機者数、整備済みの床数とともに、県内の各圏域と比較して遜色のない状況である。介護人材確保が困難であり、新たな施設整備により、既存の在宅サービス等の介護事業所の人材確保に大きな影響が及ぶことが想定される。また、将来的に介護保険料が上昇し、被保険者への負担増大が懸念されることから、新規の特養を含む介護保険施設の新設は行わない。
- 在宅で十分な療養、介護を受けられるために、地域密着型サービス施設の整備、在宅で介護を支える訪問系サービスの人材確保、在宅介護者を支援する事業、取組の拡充等を行い、在宅での療養、介護を支援する。

飯伊圏域の施設の入所定員の目標 単位：床

施設名	2017年	2020年	増減
介護老人福祉施設（地域密着を含む）	1,283	1,283	0
介護老人保健施設	719	719	0
介護療養型医療施設	224	224	0
介護医療院		0	0
合計	2,226	2,226	0

※介護療養型医療施設から介護医療院への転換分は、入所定員には含まない。

- 地域密着型サービスの施設整備として、認知症対応型共同生活介護を3か所、定員27人増、小規模多機能型居宅介護2カ所、定員58人増を行う。

施設名	2017年	2020年	単位：人	
			増減	
認知症対応型共同生活介護	153	180	27	増
小規模多機能型居宅介護	125	183	58	増
合計	278	363	85	増

## 介護職場の人材確保について

- 介護人材の確保が困難であることから、介護職員の確保と定着が進むよう、広域連合等と連携を図り、各種団体と対応策の協議を進める。
- 中学生のキャリア教育やボランティア等を通じて介護職場に接する機会を増やし、興味を持ってもらえる環境作りを支援
- 福祉関係の学生の研修を受け入れる体制づくりを検討。南信州地域の介護職場に関心を高め、新たな介護職場の担い手として就職・定住してもらえる仕組み作り、結いターンやU・Iターンを活用した支援ができる体制を検討
- 介護職への就労意欲がある中高年齢者への、研修等支援する仕組みを検討

# 第7期計画期間の介護給付費・地域支援事業費の見込みについて

(第7期計画での主な制度改正等)

- 介護保険事業会計の財源の負担について、第1号被保険者の負担割合が2018年度より22%から23%に引き上げられます。
- 第1号被保険者のうち、高額所得のある人が介護保険のサービス又は介護予防・生活支援サービスを利用した場合の利用者負担が、2018年8月より2割から3割に引き上げられます。
- 2019年10月に予定されている消費税率の改定に合わせて、介護報酬及び介護職員処遇改善加算の改定が予定されています。
- 介護報酬が2018年4月より、平均0.54%引き上げられます。
- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。
- 要支援の人の通所介護及び訪問介護のサービスは、平成28年度より地域支援事業に段階的に移行しました。

単位：千円						
	第6期計画期間			第7期計画期間		
	2015年度実績	2016年度実績	2017年度実績見込	2018年度見込	2019年度見込	2020年度見込
居宅介護サービス給付費	5,015,114	4,441,093	4,540,079	4,513,721	4,536,045	4,582,017
前年比較 (%)	—	88.55%	102.23%	99.42%	100.49%	101.01%
地域密着型サービス費	913,191	1,358,546	1,509,624	1,595,100	1,605,777	1,668,189
前年比較 (%)	—	148.77%	111.12%	105.66%	100.67%	103.89%
施設介護サービス給付費	3,786,663	3,797,997	3,997,123	4,095,650	4,106,689	4,115,909
前年比較 (%)	—	100.30%	105.24%	102.46%	100.27%	100.22%
その他サービス費	539,562	540,313	544,213	561,321	572,436	583,553
前年比較 (%)	—	100.14%	100.72%	103.14%	101.98%	101.94%
総 額	10,254,530	10,137,949	10,591,040	10,765,792	10,820,947	10,949,668
前年対比 (%)	—	98.86%	104.47%	101.65%	100.51%	101.19%
制度改正等の影響額	—	—	—	-5,001	116,889	247,475
制度改正等の影響額反映後の総額	10,254,530	10,137,949	10,591,040	10,760,791	10,937,836	11,197,143
計画期間給付費合計	A 30,983,519			B 32,895,770		
	7期と6期の給付費の比較 B/A			106.17%		
単位：千円						
	第6期計画期間			第7期計画期間		
	2015年度実績	2016年度実績	2017年度実績見込	2018年度見込	2019年度見込	2020年度見込
地域支援事業費	160,543	282,059	444,999	468,505	490,034	493,298
前年比較 (%)	—	175.69%	157.77%	105.28%	104.60%	100.67%
制度改正等の影響額	—	—	—	—	3,685	7,443
制度改正等の影響額反映後の総額	160,543	282,059	444,999	468,505	493,719	500,741
計画期間事業費合計	C 887,601			D 1,462,965		
	7期と6期の事業費の比較 D/C			164.82%		



## 介護保険料の設定

- 第7期計画期間中の介護保険料基準月額を6,088円とする。(現行5,635円 引上げ額453円 引上げ率8.0%)
- 介護保険料の所得段階の設定は、第6期計画期間の12段階を継続
- 介護保険料の引上げをできる限り抑制するために、介護保険料の負担割合を見直し。所得が少ない層の負担割合は、0.041~0.05、所得が多い層の負担割合は、0.1~0.2それぞれ引き上げる。
- 第1段階及び第2段階の負担割合は、国の標準の負担割合よりも低い負担割合を設定し、低所得者の負担を軽減する措置を継続する。
- 第1段階については、公費の投入により、負担割合を0.05軽減する措置を継続して実施

介護保険料基準額（月額）の内訳

### 保険料引き上げ要因

要因	保険料影響額
介護給付費の増加	95円
地域支援事業費の増加	75円
介護保険会計財源の1号被保険者負担割合の増加(22%→23%)の影響	239円
介護報酬の引上げによる影響	31円
財政安定化基金への償還額の増加	2円
消費税率改定等による影響	74円
高額所得者の利用者負担割合3割への引上げの影響	-4円
特別の基準による保険料率設定による減額	-59円
計	453円

項目	額(円)	割合
給付費	5,453	89.6%
在宅サービス	2,797	46.0%
居住系サービス	409	6.7%
施設サービス	2,247	36.9%
その他給付費	329	5.4%
地域支援事業費	279	4.6%
財政安定化基金への償還	27	0.4%
保険料収納必要額（月額）	6,088	100.0%
準備基金取崩額	0	0.0%
基準保険料額（月額）	6,088	100.0%

第7期介護保険事業計画期間介護保険料率設定案						飯田市割合		国標準割合		飯田市介護保険料		
所得段階	所得区分	被保険者数(推計人数)				2015-2017	2018-2020	2015-2017	2018-2020	2015-2017	2018-2020	2015-2017との差額
		2018	2019	2020	割合	割合	割合	割合	月額	月額	月額	
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	3,564	3,579	3,594	11.05%	0.309	軽減後 0.35	0.45	0.50	1,741円	軽減後 2,130円	軽減後 389円
	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方						軽減前 0.40				軽減前 2,435円	軽減前 694円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	2,518	2,529	2,540	7.81%	0.55	0.60	0.75	0.75	3,099円	3,652円	553円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	2,461	2,471	2,482	7.63%	0.70	0.75	0.75	0.75	3,944円	4,566円	622円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4,159	4,177	4,195	12.89%	0.90	0.90	0.90	0.90	5,071円	5,479円	408円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	6,724	6,752	6,781	20.84%	1.00	1.00	1.00	1.00	5,635円	6,088円	453円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満である方	5,385	5,408	5,431	16.69%	1.20	1.20	1.20	1.20	6,762円	7,305円	543円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満である方	3,848	3,864	3,880	11.93%	1.30	1.40	1.30	1.30	7,325円	8,523円	1,198円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満である方	1,774	1,782	1,790	5.50%	1.50	1.60	1.50	1.50	8,452円	9,740円	1,288円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満である方	767	771	774	2.38%	1.70	1.85	1.70	1.70	9,579円	11,262円	1,683円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満である方	528	530	532	1.64%	1.80	1.95	1.70	1.70	10,143円	11,871円	1,728円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満である方	116	117	117	0.36%	1.90	2.05	1.70	1.70	10,706円	12,480円	1,774円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上である方	414	416	418	1.28%	2.00	2.20	1.70	1.70	11,270円	13,393円	2,123円
	下線：基準所得金額の変更部分 合計	32,259	32,396	32,534	97,189		下線が変更部分					